

令和8年度中国語通訳業務委託（概算契約） 仕様書

1 事業名称

令和8年度中国語通訳業務委託（概算契約）

2 事業目的

私費で帰国した日本語の不自由な中国残留邦人並びにその2世、3世等の被保護世帯に対し、中国語通訳を実施することにより、ケースワーク業務等を円滑に行うとともに、その自立に資することを目的とする。

3 定義

(1) 対象者

本事業において「対象者」とは、私費で帰国した日本語の不自由な中国残留邦人並びにその2世、3世等の被保護世帯員をいう。

(2) 通訳者

本事業において「通訳者」とは、中国語の通訳経験を有する者をいう。

4 業務内容

本事業は、各区保健福祉センター職員が対象者との間で保護の実施に必要な意思疎通を図る際の通訳を行うものである。

5 実施場所

大阪市内24区にある各区保健福祉センターとする（東淀川区は出張所、西成区は分館も含む）。

但し、対象者の状況により各区保健福祉センターが必要と認める場合には家庭訪問等に同行することがある。

6 実施日及び時間

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く平日9時から17時30分までの間で発注者が依頼する日及び時間とする。

(1) 予定通訳時間 84時間／年（7時間／月）

(2) 過去の実績
令和4年度…44時間
令和5年度…30時間
令和6年度…27時間

(3) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 通訳の手順

(1) 通訳の要請

各区保健福祉センターは、受注者に対し、原則として通訳実施予定日7日前（7日前が休日の場合は、その前の平日）までに「中国語通訳要請書」（別紙1）をメールにて送付する。

受注者は、「中国語通訳要請書」（別紙1）の内容を確認のうえ通訳者等を決定し、要請した区保健福祉センターに対し、原則として通訳実施予定日の前日（前日が休日の場合は、その前の平日）の午後1時まで「中国語通訳受注書」（別紙2）をメールにて送付する。

ただし、特段の事情により通訳実施予定日7日前を過ぎてから通訳を要請する場合は、区保健福祉センターと受注者との協議によりその取り扱いを決定する。

(2) 通訳の実施

受注者は、指定された日、時間、及び場所で通訳を実施する。実施時間は、事前に要請していた通訳開始時刻から実際に通訳が終了した時刻までとする。

ただし、受注者の都合により通訳開始時刻が遅れた場合は、実際に通訳を開始した時刻から起算する。

(3) 通訳要請の取り消し

通訳の要請を取り消す場合は、各区保健福祉センターは、受注者に対し、原則として通訳実施予定日の前日（前日が休日の場合は、その前の平日）の午後5時までに「中国語通訳取消連絡票」（別紙3）をメールにて送付するとともに電話にて連絡する。受注者は、「中国語通訳取消連絡票」（別紙3）の内容を確認のうえ、当該の区保健福祉センターに対し、「中国語通訳取消確認票」（別紙4）をメールにて送付する。

なお、通訳実施日に対象者の都合で取り消しとなり、通訳者が実施場所への移動中または実施場所に来所した場合には、発注者の業務担当職員が通訳者の来所を確認することで、通訳を1時間実施したものとみなす。

(4) 通訳結果の確認

通訳者は、通訳終了後遅滞なく、各区保健福祉センターが作成する「中国語通訳実施確認書」（別紙5）で通訳の実施日時等を確認し、自署のうえ、写しを受領して受注者がこれを保有する。

(5) 実績報告

受注者は、当月の通訳実績に基づき「中国語通訳業務委託実績報告書」(別紙6)を作成し、「中国語通訳実施確認書」(別紙5)の写しを添付して、翌月10日までに発注者に提出する。

(6) 委託料の支払

(4)で受注者から報告された毎月の実績を発注者が確認のうえ、翌月10日までに提出された受注者の請求に基づき委託料を支払う。委託料の積算は、契約金額(税抜き)に予定時間を除した額に1か月の通訳時間の合計を乗じたものに消費税及び地方消費税の額を加算したものである。なお、1か月の通訳時間の合計に端数が生じた場合には、20分未満は切り下げ、20分以上は切り上げとする。なお、交通費については契約金額に含むものとする。

(7) 担当窓口の設置

前記(1)から(5)の業務を円滑に実施するために、受注者は「中国語通訳要請書」(別紙1)の受理、「中国語通訳受注書」(別紙2)の送付等を担当する常設の窓口を設置しなければならない。

8 精算について

本業務は予定時間が概算であるため、契約金額の確定は履行期間終了後、「各月毎の確定時間の総時間」に「契約金額(税抜き)に予定時間を除した額」を乗じたものに消費税及び地方消費税を加算したものを精算し、支払うものとする。

9 再委託について

(1) 中国語通訳業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・通訳業務、担当窓口業務等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限って、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者ではないことを表明した誓約書を中国語通訳業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 特記事項

(1) 契約書作成時、受注者は速やかに「内訳明細書（別紙8）」を提出すること。なお、この明細書記載の数量等については、概算であり、本市の都合により増減することがある。この場合の契約金額の確定は、確定数量に内訳明細書記載の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加算して行うものとする。

(2) 通訳者について

受注者は、契約後すみやかに「中国語通訳業務委託通訳者名簿」（別紙7）を作成して発注者に提出すること。

(3) 基本的人権にかかる認識

受注者は、すべての事業従事者が様々な人権問題について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、適切な研修を実施すること。また、受注者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

(4) 個人情報の取り扱いについて

本業務では、個人情報を取り扱うため、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、以下に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・本業務に関して取得し又は作成した個人情報が記録されている文書、図面、又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者、又は従事していた者は、その業務に関して知りえた個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・受注者は、本業務によって知りえた内容を、業務の期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- ・必要に応じて、本市職員による検査を受けること。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえこれを処理する。

1.1 担当

大阪市福祉局生活福祉部保護課

住 所：大阪市北区中之島1丁目3番20号

連絡先：06 - 6208 - 8011

令和 年 月 日

中国語通訳要請書

様

要請者	区保健福祉センター 通訳場所 ()		
	担当者氏名	連絡先	06 - -
対象者氏名			
通訳実施日時	<input type="checkbox"/>	年 月 日 曜日から 年 月 日 曜日の間で 時間 分 程度	
	<input type="checkbox"/>	年 月 日 曜日の 時 分 から 時 分 (予定) まで	

令和 年 月 日

中国語通訳受注書

_____ 区保健福祉センター _____ 様

令和 年 月 日 に要請のありました中国語通訳について、次のとおり実施いたします。

通訳者氏名	
通訳実施日時	_____年 _____月 _____日 _____曜日の _____時 _____分 から _____時 _____分 (予定) まで

事業者名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

令和 年 月 日

中国語通訳取消連絡票

様

連絡者	区保健福祉センター		
	担当者氏名		連絡先 06 - -
取消内容			

令和 年 月 日

中国語通訳取消確認票

_____ 区保健福祉センター _____ 様

令和 年 月 日

に連絡がありました中国語通訳の取り消しについて、次のとおり確認しました。

取消内容	
------	--

事業者名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

中国語通訳実施確認書

1 実施日時 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分 (時間 分)

2 対象者氏名 _____

上記のとおり

通訳を実施したことを確認します。

通訳が当日取消になったことを確認します。

令和 年 月 日

_____ 区保健福祉センター 担当者氏名 _____

_____ 通訳者氏名 _____

(注1) 実施時間は、事前に要請した通訳開始時刻（受注者の都合により開始時刻が遅れた場合は実際に通訳を開始した時刻）から実際に通訳が終了した時刻とする。

(注2) 保健福祉センター担当者と受注者の通訳者が署名したうえで、原本を保健福祉センター、写しを受注者が各々保有する。

内訳明細書

種別(業務内容)	税抜単価(円)	数量	金額(円)
中国語通訳		84時間	
小計			
消費税等相当額			
合計			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。